# 23. 市営住宅における「子育て支援」住替え要領

制定 平成 18 年 12 月 28 日 改定 平成 24 年 12 月 28 日

(趣旨)

第1条 この要領は、限られた市営住宅ストックを有効に活用し、併せて比較的狭小な市営住宅で子育てする世帯を支援する目的で行う、住替えを円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 子育て支援対象世帯

(対象世帯)

第2条 この要領が対象とする子育て世帯は、満15歳以下の子供を1人以上含み、 2人以上の満18歳以下の子供を育てている世帯とし、別表1に定める面積要件及 び世帯人数要件(必要な手続きを経た正規の入居者数)に合致する世帯とする。

(欠格者)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は欠格者とし、 対象世帯としない。
  - (1) 家賃を滞納している世帯。ただし、滞納した家賃を分割で返済することを認められ、誠実に返済していると認められる世帯を除く。
  - (2) 高額所得者又は収入超過者世帯。
  - (3) 犬猫等の禁止されているペットを飼育している世帯。
  - (4) 共益費の支払いが滞っているとして、管理者が指導している世帯。
  - (5)神戸市営住宅条例第33条に定める保管義務に違反する世帯及び迷惑行為を行う世帯。
  - (6) 市長が前各号に掲げる世帯に準ずるものであると認める世帯。

#### 第2章 住替え

(子育て支援住替え制度)

- 第4条 子育て支援のために行う住替え制度(以下「本制度」という。)は、公募原則の例外(公営住宅法施行令第5条第3号に定める事由)として行い、移転先となる住戸面積が比較的広い住宅(以下「移転先」という。)の確保状況に応じて行うものとする。
- 2 移転先1戸に対して複数の対象世帯が本制度による住替えを希望する場合,抽選でこれを決定する。

3 本制度による住替えは個別斡旋によらず、期日を定めて一斉に行う。その期日は 3月中の引越しが可能な時期を原則とする。

(住替え対象者への案内)

第5条 住替え対象の条件を満たす世帯には、募集案内書を送付する。

(申込み)

第6条 申込みは、世帯構成、世帯員の年齢等、自らの資格を記入した申込書をもって、行うものとする。

(抽選及び当選)

- 第7条 移転先1戸に付き複数の申込みがあった場合に行う抽選は、公開する。
- 2 移転先1戸につき当選者とは別に1名の補欠者を抽選する。
- 3 当選者,補欠者が失格又は辞退した住宅及び未申込の住宅については,申込者(失格者及び辞退者を除く)を対象に再募集を行う。
- 4 3回以上落選した申込者には、当選倍率が2倍となるよう優遇する。

(失格)

- 第8条 住替えの手続きが完了した後であっても、申込みに虚偽の内容があったときは、市長は住宅変更許可を取消すことができる。
- 2 住替えの手続きを完了させるために条件を付された者が、指示する期間内に条件 を満たすことができないときは、当選を取消すことができる。
- 3 定めた期日までに住替えの手続きを行わないときは、当選を取消すことができる。
- 4 従前の狭小住宅を、指定する期日までに適正に返還しない場合は、当選を取消すことができる。

#### 第3章 移転先の確保

(移転先)

第9条 市長は、移転先となる比較的広い(概ね3人以上入居用)住宅を確保するため、当該住宅に少人数(概ね2人以下)で居住する入居者に対して、より狭い住宅 (以下「代替住宅」という。)へ住替えるよう求めるものとする。

(代替住宅)

第 10 条 提供する代替住宅は一般向け住宅とし、立地条件、築年数及び機能が従前 住宅と均衡する住宅であることを原則とする。

(移転料等)

第 11 条 第 9 条に定める入居者が施策目的に従い,前条に定める代替住宅へ移転した場合,確認のうえ別表 2 に定める移転料を支払う。

(代替住宅の敷金)

第12条 代替住宅の敷金は、従前住宅の既納敷金をもって充当し、余剰分は還付し、 不足額は免除する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

## (別表1)

面積要件	居住人数要件	
住戸面積が 55 ㎡以上 65 ㎡未満	現に5人以上で居住している。	
住戸面積が 55 m²未満	現に3人以上で居住している。	

## (別表2)

移 転 料	300,	000円
-------	------	------